

議案第40号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月9日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.55」を「100分の7.00」に改める。

第5条中「23,800円」を「24,500円」に改める。

第6条中「100分の2.50」を「100分の2.58」に改める。

第7条の2中「7,600円」を「8,900円」に改める。

第7条の3第1号中「5,700円」を「6,200円」に改め、同条第2号中「2,850円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「4,275円」を「4,650円」に改める。

第8条中「100分の2.29」を「100分の2.39」に改める。

第9条の2中「8,600円」を「10,600円」に改める。

第9条の3中「4,300円」を「4,900円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「16,660円」を「17,150円」に改め、同号ウ中「5,320円」を「6,230円」に改め、同号エ(ア)中「3,990円」を「4,340円」に改め、同号エ(イ)中「1,995円」を「2,170円」に改め、同号エ(ウ)中「2,993円」を「3,255円」に改め、同号オ中「6,020円」を「7,420円」に改め、同号カ中「3,010円」を「3,430円」に改め、同項第2号ア中「11,900円」を「12,250円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,450円」に改め、同号エ(ア)中「2,850円」を「3,100円」に改め、同号エ(イ)中「1,425円」を「1,550円」に改め、同号エ(ウ)中「2,138円」を「2,325円」に改め、同号オ中「4,300円」を「5,300円」に改め、同号カ中「2,150円」を「2,450円」に改め、同項第3号ア中「4,760円」を「4,900円」に改め、同号ウ中「1,520円」を「1,780円」に改め、同号エ(ア)中「1,140円」を「1,240円」に改め、同号エ(イ)中「570円」を「620円」に改め、同号エ(ウ)中「855円」を「930円」に改め、

同号オ中「1,720円」を「2,120円」に改め、同号カ中「860円」を「980円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,570円」を「3,675円」に改め、同号イ中「5,950円」を「6,125円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「9,800円」に改め、同号エ中「11,900円」を「12,250円」に改め、同項第2号ア中「1,140円」を「1,335円」に改め、同号イ中「1,900円」を「2,225円」に改め、同号ウ中「3,040円」を「3,560円」に改め、同号エ中「3,800円」を「4,450円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>2,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,275円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.58</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>

現 行	改 正 案
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.29</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,660円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,320円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,990円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,995円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,993円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,020円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.39</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,150円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,230円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,340円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,170円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,255円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,420円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>

現 行	改 正 案
<p><u>3,010円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,900円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,425円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,138円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,150円</u></p>	<p><u>3,430円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,250円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,450円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,325円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,450円</u></p>
<p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,760円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,520円</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,780円</u></p>

現 行	改 正 案
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>570円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>855円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,720円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>860円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,240円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>620円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>930円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,120円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>980円</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,570円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,950円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,520円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,900円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,140円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,675円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,125円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,250円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,335円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,225円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,560円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,450円</u></p>